

新市建設計画（案）

「新市建設の根幹となるべき事業（案）」

「公共的施設の統合整備（案）」

「財政計画（案）」

平成 1 6 年 3 月

下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会

《 目 次 》

1	施策の体系と骨格的プロジェクト	1
(1)	施策の体系	1
(2)	骨格的プロジェクト	3
2	分野別施策	6
(1)	市民が安心して暮らせる福祉のまち	6
(2)	安全で快適に暮らせるまち	10
(3)	市民だれもがいきいきと学び交流するまち	15
(4)	活力ある産業のまち	18
(5)	豊かな自然環境と共生するうるおいのあるまち	21
(6)	連携と協働で進めるまちづくり	24
3	公共的施設の統合整備	27
4	財政計画	28

1 施策の体系と骨格的プロジェクト

(1) 施策の体系

「新市建設の基本方針」に基づき、下館市・関城町・明野町・協和町の1市3町が一体性を高め、新市の将来像である、『人と自然、安心して暮らせる共生文化都市』の実現をめざすため、次のような施策を総合的に展開します。

基本方針		施策項目	
1	市民が安心して暮らせる福祉のまち	1-1	健康づくり
		1-2	医療
		1-3	高齢者福祉
		1-4	障害者福祉
		1-5	児童福祉
		1-6	地域福祉
		1-7	社会保障
		1-8	福祉のまちづくり
2	安全で快適に暮らせるまち	2-1	道路網
		2-2	市街地整備
		2-3	公共交通対策
		2-4	公共下水道
		2-5	上水道
		2-6	消防・防災
		2-7	防犯・交通安全
		2-8	情報基盤
		2-9	住環境
3	市民だれもがいきいきと学び交流するまち	3-1	就学前教育
		3-2	義務教育
		3-3	高等学校との連携・大学等
		3-4	生涯学習
		3-5	スポーツ・レクリエーション
		3-6	地域文化
		3-7	青少年健全育成
		3-8	市民交流・国際交流
4	活力ある産業のまち	4-1	農業
		4-2	工業
		4-3	商業
		4-4	観光

基本方針		施策項目	
5	豊かな自然環境と共生するうるおいのあるまち	5-1	環境に配慮する仕組みづくり
		5-2	河川・水辺環境
		5-3	公園・緑地
		5-4	ごみ・し尿処理
		5-5	生活排水対策
		5-6	エネルギー対策
		5-7	公害防止
6	連携と協働で進めるまちづくり	6-1	市民活動の支援
		6-2	男女共同参画の推進
		6-3	人権尊重のまちづくり
		6-4	広報・広聴・相談
		6-5	効率的な行財政運営
		6-6	広域行政

(2) 骨格的プロジェクト

新市建設の推進にあたり、骨格的プロジェクトを整理します。

これらは、関連分野の施策と連携して総合的に実施することで、主要課題を達成するために大きな効果を発揮することが期待されます。

安心・安全まちづくりプロジェクト

○保健・福祉拠点とネットワークの形成

少子・高齢化に対応するため、既存施設の活用等を図りながら、各地区に保健・福祉拠点の形成を進めます。

また、市民の保健・福祉活動の実績と経験を生かした交流とネットワークの形成を支援します。

○防災・防犯ネットワークの形成

災害や犯罪から市民の安全を守るため、新市をカバーする防災無線の整備を進めるとともに、市民参加による防災組織の育成や防犯活動を支援します。

拠点形成・道路交通プロジェクト

○2つの新拠点の形成

新市の新たな都市軸となる筑西幹線道路沿線に、既存施設の機能を活用しながら、2つの新しい交流拠点の形成を促進します。

1つは新市の新しい文化・交流拠点であり、2つ目はスポーツ・レクリエーション交流拠点とします。

○道路交通ネットワークの形成

既存の国・県道を活かしながら、新市の環状道路網と放射道路網の形成を図ります。

環状道路網は、新市の中心市街地を迂回する『内環状線』と、各地区拠点を連絡する『外環状線』とします。

放射道路網は、東西軸となる国道50号や南北軸となる国道294号に加えて、筑西幹線道路と主要地方道下館つくば線等を位置づけます。

- ・内環状線—都市計画道路一本松・茂田線の整備など
- ・外環状線—町道 - 2号線・ - 7号線（関城町分）の整備
—町道104号線外（協和町分）の整備など

- ・放射道路—主要地方道下館三和線の整備
 - 主要地方道下館つくば線明野バイパスの整備
 - 明野町倉持地区バイパスの整備など

また、新市における公共交通手段の利便性を確保するため、交通拠点の整備を図ります。

魅力向上・活性化プロジェクト

○特産品販売拠点の形成

生産団体と連携し、新市の特産品となる梨やこだまスイカ、きゅうり、トマト、イチゴ、米などの農産物をはじめとして、これらの加工品も含めた販売拠点の形成を図ります。

○文化・学習拠点とネットワークの形成

市民の学習環境の整備を図るため、2つの図書館を拠点として図書館分館機能の整備を図ります。また、図書館と学校とのネットワークを整備し、児童生徒の学習環境の充実に努めます。

さらに、既存の文化・学習施設と連携し、史跡などの資源を生かした拠点の形成を進めます。

市民・行政ネットワークプロジェクト

○市民協働型まちづくりの推進

新市のまちづくりを市民参画で進めていくため、市民協働型まちづくりに関する情報及び学習機会の提供、さらに活動支援のためのルールづくりを進めます。

○骨格的プロジェクトと整備事業費

骨格的プロジェクトに該当する整備事業及びその概算事業費については、以下のとおりです。

骨格的プロジェクトと具体的事業	概算事業費 (合併特例債)
1 安心・安全まちづくりプロジェクト	3,110百万円 (2,955百万円)
○ 児童福祉施設の整備（児童館・宅老所） ○ 地区福祉センターの整備 ○ 地区交流センターの整備 ○ 防災行政無線の整備	
2 拠点形成・道路交通プロジェクト	12,494百万円 (9,710百万円)
○ 中心市街地整備（シビックコア・南北一体化関連事業） ○ 内環状線（一本松・茂田線） ○ 外環状線（ - 2号線・ - 7号線：関城町） 同（町道104号線：協和町）など ○ 放射道路（倉持バイパス：明野町） ○ 生活道路（中島西榎生線：下館市下岡崎地区南） 同（1級31号線：下館市玉戸地区） 同（地区拠点等進入道路等：関城町・明野町） など ○ 公共交通（バスターミナル整備、新駅設置関連）	
3 魅力向上・活性化プロジェクト	11,185百万円 (8,443百万円)
○ 特産品販売拠点（農業体験・研究・加工施設整備関連）、 （物産センター整備関連） ○ 文化・学習拠点（中学校整備関連：下館市・明野町・協和町）、 （図書館機能の整備及びネットワーク関連）、 （文化・交流・施設及び公園・緑地・広場整備関連）	
合 計	26,789百万円 (21,108百万円)

2 分野別施策

(1) 市民が安心して暮らせる福祉のまち

【基本方向】

- すべての市民が、運動や栄養、休養など健康に配慮した生活を送れるよう支援します。
- 関係機関と連携し、救急医療や高度医療など医療体制の確保に努めます。
- 高齢者や障害者の、社会参加と自立生活への支援を進めるとともに、要介護者などに対する在宅福祉サービスを推進します。
- 次世代を育成するための子育てしやすい環境づくりに努め、住民の主体的な行動を支援しながら、地域で支え合う社会づくりを進めます。
- だれもが安心して保健・医療・福祉のサービスを利用できるよう、社会保障制度の健全な運営に努めます。
- すべての人が利用しやすい公共施設の整備など福祉のまちづくりを進めます。

【施策の方針】

(1) 健康づくり

生涯を健康に過ごすことは全ての市民の願いであります。市民の健康づくりや各種健（検）診の拡充により、疾病予防に努めるとともに、母子保健、思春期保健、成人・老人保健などの施策の充実を図ります。

さらに、新市としての健康日本21計画を策定し、食生活の改善、休養、運動、喫煙、アルコールなどに関する生活習慣の改善など、市民の健康づくり意識の高揚と健康づくり活動の支援に努めます。

また、多様化する市民ニーズに対応し、精神保健などに対する相談体制の充実に努めます。

(2) 医療

安心して暮らせる社会づくりのために医療体制は欠かせません。市民が迅速かつ的確な医療を受けることができるよう、地域の医療体制の強化を図ります。

そのため、高度医療機関との連携を強化するとともに、公立病院の運営の合理化を図り、サービス向上に努めます。

さらに、医療機関のネットワークにより救急医療体制の充実を図ります。

(3) 高齢者福祉

高齢社会を迎え、高齢者が健康でいきがいを持ち、積極的に社会参加できる地域づくりが求められています。

そのため、新市における老人保健福祉計画を策定し、在宅の高齢者が要介護状態になることを予防するための介護予防・地域支え合い事業、健康づくり事業を推進するとともに、老人クラブ、シルバー人材センターなどの生きがいづくり活動を促進します。

また、高齢者に必要なサービスを的確に提供するため、ケアマネージャーの育成をはじめ、在宅介護支援センターや介護保険事業者などと連携できる体制づくりを強化します。

(4) 障害者福祉

障害のある人もない人も地域で互いに支え合い、いきいきと生活できる社会づくりが求められています。

そのため、新市における障害者福祉計画を策定し、支援費制度による障害者の介護支援・生活支援サービスの充実を促進するとともに、雇用や外出など社会参加を図るための支援策の充実に努めます。

また、市民の障害者への理解促進なども推進します。

(5) 児童福祉

少子社会においては、地域社会全体で子育てを支援し、子育てに夢を持てる地域づくりが必要です。

そのため、次世代育成支援対策地域行動計画などに基づきながら、保育所における多様な保育サービスの提供及び施設整備を促進します。

また、子育てへの不安などの解消を図るため、子育て相談や育児研修など保育所や地域子育て支援センターの持つ機能を広く地域に開放・活用し、乳幼児の健全な育成に努めます。さらに、地域の人材を活用し、多様で個別的な子育てニーズに対応できる地域社会を目指します。

学齢期における支援策としては、放課後児童クラブの充実や子どもの遊び場の確保に努めます。さらに、思春期保健対策や次世代の親となる青少年と乳幼児がふれあう場の確保、相談体制の充実など、次世代を担う青少年の育成支援に努めます。

一方、ひとり親世帯に対しては、生活安定や自立の促進などの支援充実に努めます。

（６）地域福祉

福祉に対する市民ニーズが多様化・高度化する中、迅速で柔軟な対応を進めるためには、市民が主体となり、関係機関等と協働しながら、地域全体で福祉活動を展開する必要があります。

そのため、新市における地域福祉計画を作成するとともに、市民主体の福祉活動の中心的担い手である社会福祉協議会の支援強化に努めます。

また、福祉に対する市民意識の高揚を図り、市内の福祉関連施設の連携強化や、市民の福祉活動の拠点となる施設の整備を進め、新たな地域福祉活動が展開できる環境の整備に努め、ボランティアやＮＰＯなど、市民の主体的な活動を支援します。

（７）社会保障

介護保険制度は、要介護高齢者や介護者の生活の安定を図るうえで、重要な役割を果たしています。

そこで、新市における介護保険事業計画を策定するとともに、同計画に基づきながら、居宅サービスを提供する通所施設や施設サービスを提供する入所施設等の適正な整備を促進します。

さらには、介護保険制度についての意識啓発や情報提供などを行い、制度の円滑な利用促進を図ります。

国民健康保険は、農業者や自営業者、高齢者等にとって重要な医療保障制度です。

今後とも、健康づくりを推進し医療費の削減に努めるとともに、保険料の収納率の向上などにより、国民健康保険制度の健全な運営に努めます。

また、生活保護をはじめとした低所得者福祉は、社会保障の根幹となっています。制度の適正な運用に努めるとともに、相談機能の強化などにより対象者の自立を支援します。

（８）福祉のまちづくり

だれもが住みやすいまちとするため、高齢者や障害者、乳幼児を連れた市民などを含め、すべての人が利用しやすい道路や住宅、各種公共施設を整備するなど、人にやさしい福祉のまちづくりが求められています。

新市では、公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者や障害者が利用しやすい住宅の確保を図ります。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
健康づくり	○ 各種検診・健康診査の充実 ○ 健康づくりの推進
医療	○ 地域医療体制の充実・整備
高齢者福祉	○ 介護予防・生きがい対応型施設の整備 ○ 介護予防・地域支え合い事業の充実 ○ サービス提供体制の強化
児童福祉	○ 児童福祉施設の整備 ○ 子育て支援センターの設置 ○ 放課後児童クラブの充実
地域福祉	○ 総合福祉センターの整備 ○ 市民主体の福祉活動の支援
社会保障	○ 介護保険サービス提供基盤の整備促進
福祉のまちづくり	○ 公共施設等におけるバリアフリー化の推進

(2) 安全で快適に暮らせるまち

【基本方向】

- 広域道路網の整備を促進するとともに、新市の環状道路網や各地区拠点を連絡する道路網、生活道路網等の整備を進めます。
- 中心市街地において活力と魅力ある都市生活を支える都市機能の集積を図るとともに、地区拠点においても交通基盤整備や商業・サービス機能の立地促進、良好な住宅地の形成を図ります。
- 公共交通については、鉄道の輸送力増強と利便性向上を促進するとともに、市民バスや「つくば」との連携を強化するためのバス路線の開発など、交通手段の確保に努めます。
- 公共下水道事業については、地域の均衡ある発展に配慮した整備を進めます。
- 上水道については、普及率の向上と経営の合理化及び水の安定供給に努めます。
- 市民の生命や財産を守り、安全で安心なまちの実現を図るため、防災体制の整備や消防力の強化、防犯対策及び交通安全対策を進めます。
- 高速通信ネットワークの機能強化の進展を活かした情報サービスの充実に努めます。
- 新市の魅力を活かした景観行政を進めるとともに、適切な公的住宅の整備・管理に努めます。

【施策の方針】

(1) 道路網

北関東自動車道や筑西幹線道路、国道 294 号 4 車線化、国道 50 号のバイパス、主要地方道下館つくば線バイパスなど、広域交通網の整備を促進します。

また、これらの広域道路網との連携、東西軸や南北軸の機能強化を活かしながら、新市の中心市街地を迂回する環状道路の形成や新市の各地区拠点を連絡する道路網の形成、中心市街地と地区拠点を連絡する道路の整備等を進めます。

さらに、新市の各交流拠点施設を連絡する道路を始め、幹線道路を補完する道路や身近な生活道路の整備を推進します。

(2) 市街地整備

中心市街地については、活力と魅力ある都市生活を支える商業・業務、芸術・文化、レクリエーション、情報・交流などの都市機能の集積を図るとともに、質の高い街並みや回遊性に富んだにぎわいの形成を促進します。

地区拠点については、新市役所の支所として市民の身近なサービスを提供する利便性を確保するため、幹線道路をはじめとした交通基盤の整備を図りながら、生活の利便性を支える商業・サービス機能の立地を促進するとともに、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成を図ります。

(3) 公共交通対策

鉄道については、ＪＲ水戸線や関東鉄道常総線、真岡鐵道真岡線の輸送力増強や利便性向上を促進します。

また、公共・公益施設の利用に配慮した市民バスの運行など、公共交通手段の確保を図り、新市域内のスムーズな移動を促進します。さらに、「つくば」との連携を強化するため、バスなどの公共交通手段の確保に努めます。

(4) 公共下水道

公共下水道事業については、汚水幹線の整備を促進するとともに、地域の均衡ある発展に配慮し、認可区域の計画的な面整備を進め、供用開始区域の拡大と普及率向上に努めます。

(5) 上水道

新市の水道事業の統合に向け、送配水管や配水池、浄水場など水道施設の効率的な運用を図り、経営の合理化に努めます。

また、水道事業の経営安定を図るため、普及率向上を図ります。さらに、上水道の安定した供給を図るため、老朽管の布設替えに努めます。

(6) 消防・防災

市民の生命や財産を守り、安全で安心なまちの実現を図るため、防災無線をはじめとした予防体制、災害用品備蓄など、応急体制の充実に努めます。なお、地域防災計画や水防計画については、新市において計画の統合を図ります。

また、筑西広域圏における常備消防体制の強化を図るとともに、関係機関や地域住民団体と連携して、消防団組織をはじめとした地域防災体制の確保と市民の防災意識の高揚を支援します。

さらに、救急救命士の育成や高規格救急車の配置など、救急業務の高度化を促進します。

(7) 防犯・交通安全

防犯灯などの防犯施設の整備を図るとともに、地域における多様な防犯活動を支援し、犯罪の未然防止に努めます。さらに、市民の防犯意識の高揚を図ります。

交通安全については、交通安全施設の整備を図るとともに、児童から高齢者に至る交通安全教育の充実に努めます。

(8) 情報基盤

情報基盤は、高度情報化に対応した生活基盤となるものです。特に、民間事業者や県による高速通信ネットワークの機能強化の進展を活かし、市民への情報サービスの充実や公共施設間のネットワーク形成、さらに情報教育による人材育成を進めます。

(9) 住環境

市街地の変化に富んだ魅力ある都市景観や屋敷林のある農村集落景観など、新市の魅力を生かした景観行政を進めます。

また、高齢者や障害者など、だれもが安心して生活できる適切な公的住宅の整備・管理に努めます。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
道路網	○ 都市計画道路の整備(一本松・茂田線、中島・富士見町線など) ○ つくば市との連携軸道路の整備(倉持バイパス) ○ 生活道路の整備(新設改良、維持補修)
市街地整備	○ シビックコア地区整備事業 ○ 下館駅南北一体化等周辺整備 ○ 土地区画整理事業(八丁台地区、東館地区など) ○ 都市計画街路の整備
公共交通対策	○ 市民巡回バスの充実 ○ バスターミナル整備 ○ 真岡鐵道近代化設備整備事業
公共下水道	○ 汚水幹線の整備 ○ 面整備の推進 ○ 普及促進
上水道	○ 水道施設の効率的運用 ○ 老朽管の布設替え ○ 機械設備等の更新
消防・防災	○ 防災行政無線整備 ○ 防災訓練
防犯・交通安全	○ 交通安全施設整備 ○ 住民参加による防犯対策の推進
情報基盤	○ 情報管理システムの統合 ○ 情報提供システムの整備 ○ IT 基礎技能講習
住環境	○ 市営住宅建設事業

【国・県事業】

施策名	主要事業の概要
道路網	○ 国道 50 号下館バイパス整備事業 ○ 国道 50 号協和道路の計画検討 ○ 国道 294 号 4 車線化事業 ○ 筑西幹線道路整備事業(主要地方道下館・三和線など) ○ 主要地方道下館つくば線明野バイパス整備事業 ○ 主要地方道下館つくば線歩道設置事業 ○ 一般県道高田下館線バイパス整備事業 ○ 一般県道東山田岩瀬線バイパス整備事業 ○ 一般県道赤浜上大島線歩道設置事業 ○ 一般県道舟玉川島停車場線整備事業 ○ 都市計画道路稻荷町線整備事業
公共下水道	○ 鬼怒小貝流域下水道事業 ○ 小貝川東部流域下水道事業

(3) 市民だれもがいきいきと学び交流するまち

【基本方向】

- 子どもたちが、たくましく生きる力をもった市民として成長できるよう、教育内容と教育環境の整備・充実を図ります。
- 市民一人ひとりが新市の担い手としていきいきと活動できるよう、地域の課題に対応した学習機会を提供するとともに、自主的な学習活動を支援するための学習環境の充実を図ります。
- 市民の健康づくりや連帯感の醸成に寄与するためのスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。
- 文化財などの保存・伝承とともに、市民の自主的な文化活動を支援します。また、青少年活動の支援や、市民交流、国際交流を促進します。

【施策の方針】

(1) 就学前教育

公立幼稚園については、施設の老朽化や就園児の状況に対応した施設整備を進めます。

また、民間幼稚園や保育所との調整を図りながら、対象年齢の拡大、障害児の受け入れ拡大などを進めます。

さらに、新入学児が円滑に学校生活に適應できるよう、地域の実情に則し、幼稚園・保育所と小学校との連携を強化します。

(2) 義務教育

子どもたち一人ひとりが、新しい時代を切り拓き、たくましく生きる力をもった市民として成長できるよう、学校、家庭及び地域が連携し、教育内容と教育環境の充実を図ります。

教育内容については、生きる力の基盤となる確かな学力をすべての子どもたちが身につけることができるよう、ティームティーチングや子どもの理解度に配慮した教育を推進します。

また、児童・生徒や保護者が気軽に相談できるよう、カウンセラーの配置など相談体制の充実を図ります。

教育施設については、老朽化等がみられる施設があることから、計画的な整備を進めます。

中学校施設については、地域の拠点的教育施設として均衡ある発展を図るため

の整備を進めます。

さらに、学校給食については、給食センターの合理的な運営を図るとともに、地域の実状に応じた給食業務を推進します。

(3) 高等学校との連携・大学等

生涯学習活動やスポーツ活動などにおいて、県立高校や養護学校と地域住民が連携した取り組みができるよう、関係機関との協力体制の確立を進めます。

また、新市建設の気運を活用し、専門学校・大学等高等教育機関の立地誘導を積極的に進めます。

(4) 生涯学習

市民が地域に根ざした学習活動を自主的に展開できるよう、地域の課題に対応した学習機会を提供します。

また、自主的な学習活動を支援するため、図書館の充実とともに、図書館相互のネットワーク形成などを通じて、学習環境の充実を図ります。

さらに、公民館や図書館など、生涯学習関連施設の役割分担と連携を図りながら、市民への学習情報の提供の充実に努めます。

一方、平地林や丘陵地を生かした、地域独自の生涯学習活動を推進し、自然、歴史・文化、産業などと連携した個性ある生涯学習活動の発展を図ります。

(5) スポーツ・レクリエーション

健康に関する市民の意識の高まりとともに、スポーツに対する市民ニーズが多様化してきました。新市には各地域にスポーツ活動の拠点となる施設があります。

今後とも、市民の健康づくりや連帯感の醸成に寄与するため、施設の充実と有効活用を図りながら、様々なスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

特に、茨城県県西総合公園の施設充実の促進などにより、拠点施設の機能強化を図り、スポーツ施設のネットワーク化を図ります。

さらに、スポーツ団体や利用団体等の連携強化を図るとともに、指導者の育成やニュースポーツの普及、スポーツイベントの充実に努めます。

(6) 地域文化

この地域には、陶芸や絵画及び伝統芸能の振興とともに、郷土芸能や文化財などを保存・伝承してきた実績があります。

特に、市民がこうした芸術文化活動に参加し、その担い手となってきたという経験を生かし、今後とも多くの市民が豊かな感性を磨くことができる機会を提供するため、美術館などの既存施設の活用を進めます。

また、新たな拠点的文化・交流施設の整備検討を進めるとともに、市民の自主

的な文化活動を支援します。

(7) 青少年健全育成

次代を担う青少年の健全育成は、地域社会の重要な課題となっています。

青少年が地域に親しみと愛着が持てるよう、文化・スポーツ・ボランティアなどの活動の中で、青少年が地域の中で活躍できる機会を提供します。また、地域の青少年健全育成団体の活動を支援するとともに、青少年の自主的な取り組みを支援します。

(8) 市民交流・国際交流

価値観の多様化が指摘される中で、その多様性を互いに認め合いながら、連帯意識が持てる社会づくりを進めるため、各地域で行ってきた各種交流イベントを継続し、市民相互の交流の活性化を図ります。

また、姉妹都市交流や国際交流を促進します。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
就学前教育	○ 幼稚園施設の整備
義務教育	○ 小・中学校施設の耐震診断 ○ 小・中学校施設の整備 ○ 学校図書館と公立図書館とのネットワーク形成 ○ 情報教育の推進 ○ 給食センターの整備
高等学校との連携・大学等	○ 大学等教育機関の立地誘導
生涯学習	○ 地域図書館機能の整備 ○ 地域公民館機能の充実 ○ 文化祭等の充実 ○ 文化活動支援事業
スポーツ・レクリエーション	○ スポーツ施設の整備 ○ スポーツイベントの開催
地域文化	○ 芸術・文化イベントの開催 ○ 拠点的文化交流施設等の整備 ○ 史跡の保全活用
青少年健全育成	○ 青少年団体等の活動支援
市民交流・国際交流	○ 各種交流イベントの開催 ○ 姉妹都市交流事業 ○ 国際交流事業

(4) 活力ある産業のまち

【基本方向】

- 新市の多様な資源を有効に活用し、活力ある産業のまちとして発展することを目指します。
- 農業については、生産基盤の整備や農産物の付加価値化、販路の拡大、農業後継者の育成を図ります。また、環境に配慮した循環型農業を推進します。
- 工業については、既存工業の振興と企業誘致、幹線道路沿線地域などへの企業の立地を促進します。
- 商業については、都市型観光事業とも連携した商店街の魅力アップを支援するとともに、新たな商業核等の立地を誘導します。
- 観光については、自然環境や歴史・文化的資源、イベントなどの多様な地域資源を有効に活用して魅力アップを推進し、交流人口の増大や消費の拡大を図ります。

【施策の方針】

(1) 農業

米、果樹、野菜など、田園地帯における基幹産業となっている農業の活性化を図るため、農地の荒廃を防止し、生産性の向上を図るとともに、農地の流動化を促進するための生産基盤の整備を進めます。

また、農産物の販売力を強化するため、農産物加工などによる付加価値化、広域交通体系の整備効果を活かした生産・流通体系の充実などを通じた販路の拡大を促進します。

農業後継者の育成では、関係機関と連携して、認定農業者の育成や、栽培・加工技術、流通に関する研修・交流・支援を進めます。

さらに、畜産振興対策とも連携し、有機物を有効活用した土づくりを支援するなど、自然の生態系に配慮した循環型農業を推進します。

(2) 工業

工業については、既存工業の振興とつくば関城工業団地などへの企業誘致を促進します。

また、「つくば」との近接性や広域交通体系の整備、広域物流特区の認定などの効果を活かし、幹線道路沿線地域などにおいて、開発・研究、流通などの企業立地を促進します。さらに、産業創出支援を行う関係機関と連携し、人材や技術、研究開発に関する情報提供・交流機会の提供などの施策を試み、地域産業の活性化を図ります。

県開発公社によるつくば明野北部工業団地については、その整備を促進するとともに、関連する道路整備などの事業を進めます。

(3) 商業

新市のにぎわいと日常生活の利便性を向上させるためには、商業環境の整備は重要な要件となります。

そのため、質の高い街並み形成や界限性の確保といった商店街の魅力アップを支援するとともに、芸術・文化、レジャー施設などの都市型観光施設の充実や道路網の整備とも連携し、中心商店街への人の誘導を支援します。

また、広域的な交通条件の向上を踏まえ、新たな商業核等の立地を誘導します。

(4) 観光

観光振興にとっては、農業や商業の振興、道路交通網の整備、地域の各種資源を活かしたまちづくりなどと連携し、効果的な誘客促進を図る取り組みが重要です。

そこで、鬼怒川、小貝川などの河川や北部丘陵地の山林や南部の平地林などの自然環境や、関城跡、新治廃寺跡、新治郡衙跡、板谷波山記念館などの歴史・文化的資源、さらに既存のレクリエーション施設、祭り、イベント、真岡線のＳＬ運行、街並み、集落・田園景観など多様な地域資源を有効に活用します。

特に、これらの資源のネットワーク化や交流・販売拠点の整備を図りつつ、交流人口の増大や消費の拡大を図ります。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
農業	○ ほ場整備事業 ○ 農道整備事業 ○ 農産物加工販売施設の整備
工業	○ 工業団地関連道路網の整備
商業	○ 商店街活性化事業
観光	○ 総合物産センター等の整備 ○ 真岡線SL運行事業 ○ 観光イベント事業

【県事業】

施策名	主要事業の概要
農業	○ 経営体育成基盤整備事業(黒子地区、大宝沼地区、松原地区、長讃地区) ○ 県営ほ場整備事業担い手育成型(大川南地区、谷永島地区) ○ 土地改良総合整備事業(下館中地区) ○ 農免農道整備事業(河間西部地区) ○ ふるさと農道整備事業(下館西部・下館北部) ○ 霞ヶ浦用水農業水利事業

(5) 豊かな自然環境と共生するうるおいのあるまち

【基本方向】

- 鬼怒川や小貝川などの河川や平地林など、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を保存・継承するとともに、活用するための施策を進めます。
- 市民の憩い・交流の場、スポーツ・レクリエーションの場として、拠点的な公園を位置づけ、その充実に努めます。
- ごみ処理については、減量化、省資源、リサイクルを推進するとともに、適正な処理を行い、循環型社会の形成に努めます。し尿処理については、一部事務組合による適正な処理を進めます。
- エネルギー対策としては、省エネルギー対策を推進するとともに、自然エネルギーの利用を促進するなど、地球温暖化防止に努めます。
- 公害防止対策としては、関係機関と連携しつつ、指導や監視体制の強化に努めます。

【施策の方針】

(1) 環境に配慮する仕組みづくり

新市は、鬼怒川や小貝川などの河川や北部丘陵地の山林、平地林など、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を有しています。

これらを市民の財産として保存・継承するとともに、豊かな自然に親しみ、市民の憩いや交流、学習の場として活用するための施策を進めます。

特に、平地林は新市の独特の景観であり、人間生活と自然との接点となっています。市民が身近で気軽に自然にふれる場所として、住民参加による里山の整備・保全・活用に努めます。

また、河川の改修やほ場整備などの実施にあたっては、生態系や景観に配慮した施工を行い、安全で親しみのある環境の確保に努めるとともに、住民参加による環境保全活動を促進します。

(2) 河川・水辺環境

河川の防災機能の強化を促進するとともに、親水性や生態系に配慮した河川改修を進め、安全で親しみやすい河川環境を創造します。

また、親水空間となっている公園や堤防・河川敷の活用を図ります。

(3) 公園・緑地

新市には、自然を活かした緑地公園や市街地に配置された都市公園、運動公園など多様な公園があります。

これら公園・緑地の中で、市民の憩い・交流の場、スポーツ・レクリエーションの場となっている公園などについて交流拠点と位置づけ、その整備・充実に努めます。

また、土地区画整理事業などに伴う都市公園の整備を進めます。

(4) ごみ・し尿処理

ごみ処理は、1市3町とも参加する筑西広域市町村圏事務組合のごみ処理施設において処理を行ってきました。新市においても、一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理に努めます。

また、循環型社会の構築のため、市民の3R（リデュース¹、リユース、リサイクル）の視点に立ったエコライフ意識の高揚を図るとともに、ごみの分別収集の徹底、資源ごみの回収などの充実に努めます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、筑西広域市町村圏事務組合と筑北環境衛生組合のし尿処理施設により衛生的な処理を進めます。

(5) 生活排水対策

清潔で快適な生活と河川等公共用水域の水質保全を図るため、新市における生活排水処理計画に基づき生活排水対策を推進します。

特に、農業集落排水事業を計画的に進めるとともに、施設の効率的な維持管理に努めます。また、公共下水道事業や農業集落排水事業との整合に配慮して合併処理浄化槽の普及に努めます。

(6) エネルギー対策

地球規模の環境保全を進めるにあたっては、石油エネルギー以外の新たなエネルギーを確保することが重要です。

エネルギー対策としては、公共施設における省エネルギー対策や公用車への低公害車の導入を推進するとともに、市民サービスとの調整を図りながら、太陽光発電システムの普及啓発などの自然エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化防止対策に努めます。

¹ リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：製品・部品の再利用、リサイクル：再生資源の利用

(7) 公害防止

新市には平地林や丘陵地など豊かな自然環境がある一方、これらへのごみの不法投棄も後が絶ちません。そこで、不法投棄を未然に防ぐため、警察及び県等の関係機関と連携して発見通報体制や監視指導体制の充実強化を図ります。

また、水質汚濁などの公害発生の未然防止に向け、公害防止関係法令の効果的運用や公害防止対策の充実、関係機関との連携による指導に努めます。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
環境に配慮する仕組みづくり	○ 平地林・丘陵地の整備・保全・活用 ○ 森林環境の保全・整備
河川・水辺環境	○ 水辺空間整備事業 ○ 観音川フラワーロード事業
公園・緑地	○ 運動公園等都市公園の整備 ○ 鬼怒緑地広場の整備
ごみ・し尿処理	○ ごみ減量化・再資源化事業 ○ 循環型システムの普及
生活排水対策	○ 農業集落排水事業 ○ 合併処理浄化槽の普及
エネルギー対策	○ 省エネルギー対策の推進 ○ 自然エネルギーの普及啓発
公害防止	○ 不法投棄防止監視体制の強化

【県事業】

施策名	主要事業の概要
河川・水辺環境	○ 桜川及び観音川改修整備事業

(6) 連携と協働で進めるまちづくり

【基本方向】

- 市民生活の安定と安心した生活を支援するため、市民・企業・団体等との協働したまちづくりを推進します。
- 男女共同参画社会の実現を目指し、意識の啓発や仕組みの整備など多様な施策を展開します。
- すべての市民の人権が尊重され、一人ひとりが持てる能力を十分に発揮してまちづくりに取り組む社会の構築を目指し、各種啓発活動を進めます。
- 市民サービスの公平性や生活支援を進めるため、市民への情報提供や広聴活動、相談事業を推進します。
- 市民ニーズを的確に捉え、有効なサービスを継続的に提供するため、効率的な行財政運営に努めます。

【施策の方針】

(1) 市民活動の支援

持続的で広がりのある地域活動の展開を目指し、市民による自主的・主体的なまちづくりを支援します。

特に、市民のまちづくりへの参画意識の啓発を図るとともに、各種の行政計画などの策定にあたっては、市民がまちづくりの担い手として意見を表明できるよう多様な形の市民参画を進めます。

また、自治会や行政区などのコミュニティリーダーの育成に努めます。

さらに、市民や民間事業者等の連携・協働により、公共施設等の整備・運営の効率化等に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

男女が、社会の対等な一員として、あらゆる立場に参画し、共に力を発揮していく男女共同参画社会づくりを目指します。

固定的な男女の役割分担意識の見直しへの啓発、政策・方針決定の場への女性の登用、子育て・介護等にかかわる環境の整備、女性団体の交流や情報の共有、男女共同参画を阻害する、さまざまな問題の解決に向けた相談業務等の充実に努めます。

(3) 人権尊重のまちづくり

すべての市民が、性別、年齢、障害の有無、国籍などに制約されることなく、まちづくりの担い手として活発に活動するためには、一人ひとりの人権が尊重されるまちであることが重要です。

そのため、市民や事業者、関係機関との連携を図りながら、人権に関する意識啓発を進める学習・交流機会を提供します。

(4) 広報・広聴・相談

まちづくりへの市民参画を促進するためにも、市民への情報提供の充実やまちづくりに関する学習機会の提供を進めます。

また、市民が混乱なく行政サービスが利用できるよう、広報紙やホームページ等の充実、公共メディアやインターネットなどを活用した広報・広聴体制の充実に努めます。

相談業務については、法律相談や人権相談など気軽に相談できる体制の確保を図ります。

(5) 効率的な行財政運営

市民ニーズを的確に捉え、行政サービスがより効果を発揮できるようにするための行財政改革を進めます。

特に、新市にふさわしい行政組織機構の構築や、人事管理制度の見直し、市民の満足度を高めるための行政評価制度等の導入などを推進します。

また、新市としての一体性のあるまちづくりを進めるため、新市建設計画を踏まえた新しい総合計画（基本構想・基本計画）の策定を進めます。

財政運営については、地方交付税等の削減が予測される中、自主財源の確保と経常的経費の節減に努めます。特に、合併による事務の合理化や補助金等の見直しにより、人件費や物件費、補助費等の削減を図ります。

(6) 広域行政

筑西広域市町村圏事務組合などとの連携を図り、効率的な行政運営を推進します。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
市民活動の支援	○ 市民協働型まちづくり推進事業
男女共同参画の推進	○ 男女共同参画推進事業
人権尊重のまちづくり	○ 人権に関する意識啓発の推進
広報・広聴・相談	○ 広報紙等の充実 ○ 市勢要覧の作成 ○ 広報ビデオ・情報誌作成 ○ 広聴体制の充実 ○ 相談体制の確保
効率的な行財政運営	○ 行財政改革推進事業 ○ 行政評価推進事業 ○ 公共施設の有効活用
広域行政	○ 効率的な行政運営の推進

3 公共的施設の統合整備

(1) 基本的考え方

- 公共的施設の統合整備にあたっては、市民ニーズの把握に努めつつ、生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮します。
- 新規の公共的施設の整備にあたっては、地域特性や地域間のバランス、財政状況等を考慮しながら行うことを基本とします。
- 公共的施設の更新・改修にあたっては、合併の効果が最大限発揮できるように配慮します。
- 既存の公共的施設については、施設の有効活用を図るとともに、行政改革や市民協働型まちづくりの推進により、効率的で有効な運営・管理に努め、施設利用や事業内容について住民の満足度向上を目指します。

(2) 基本方向

新規施設の整備

新規の公共的施設の整備にあたっては、市民ニーズを的確に把握するとともに、将来展望を示し、既存施設との機能分担、地域バランス、将来の財政負担などを明確にし、十分な検討を行って整備を図るものとします。

また、施設の維持管理体制や運営費用、活用方法などについても具体的な検討を行うものとします。

既存施設の再整備と活用

既存の公共的施設の再整備にあたっては、合併を契機として他の施設との複合化や役割分担、連携などを検討し、効率的なサービスが提供できる施設としての再整備に努めます。

保健福祉施設や生涯学習施設、社会体育施設などの公共的施設については、利活用の促進と効率的な運営を図るために、管理運営体制の随時見直しを図ります。

なお、庁舎については、業務の効率性から統合庁舎の有効性が認められるものの、財政状況を勘案し、当面は既存施設を活用するものとします。

また、支所は、地域住民の身近な行政サービス窓口としての機能が期待されていることから、オンラインシステムなど支所機能の整備・充実を図り、身近な行政サービス提供体制の強化を目指します。

4 財政計画

(1) 基本的考え方

- 財政計画は、合併特例法に基づく新市建設計画の一部を構成するものであり、合併期日の属する年度及びそれに続く 10 か年度（平成 16 年度～平成 26 年度）について推計したものです。
- 現在、国において、地方交付税制度の見直しをはじめとして、地方への税財源移譲や補助金制度の見直しなどが議論されています。しかし、財政推計に当たっては、現在の経済状況、現行の行財政制度を基本として、合併に伴う変動要因を加味することによって行います。
- 具体的には、歳入・歳出の各項目について、平成 15 年度の 1 市 3 町の決算見込額を基本として、普通会計ベースで策定したものです。

(2) 歳入の考え方

地方税

住民税（個人）については、生産年齢人口の伸び率を乗じて推計しています。

また、住民税（法人）の均等割額及び税率については、平成 18 年度から均等割額及び税率を統一することを加味しています。

さらに、3 町における都市計画税導入に関する影響額を見込んでいます。その他については平成 15 年度の決算見込額で固定しています。

地方譲与税等

地方譲与税については、過去 3 年間（平成 11～14 年度）の伸び率で推計しています。利子割交付金については平成 16 年度までは 10% の減少と見込んでいますが、平成 17 年度以降は前年度数値に固定しています。

平成 16 年度から導入されている配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金については、平成 16 年度予算額で固定しています。

また、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び地方特例交付金については、平成 15 年度決算見込額で固定しています。

地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込んでいます。また、合併特例債などの元利償還金の算入を見込んでいます。

特別交付税については、平成 15 年度決算見込額で固定しています。

国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、一般行政経費分を平成 15 年度予算などに

より算定し、新市建設計画事業分を加えています。さらに、合併に係る財政支援（合併市町村補助金・合併特例交付金）を見込んでいます。

なお、3町分の生活保護事業に伴う国庫支出金額を加算しています。

繰入金

繰入金については、財源を調整するための財政調整基金などを見込んでいます。

地方債

地方債については、新市建設計画事業に伴う合併特例債の充当を見込むとともに、現在の地方債制度を基本としています。

しかし、三位一体の改革に伴う臨時財政対策債については、発行が制限されることを加味しています。

その他

交通安全対策特別交付金、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、平成15年度決算見込額で固定しています。

（3）歳出の考え方

人件費

人件費については、退職者の補充を抑制することにより一般職職員の人件費削減と合併にともなう特別職職員の減少を見込んでいます。

物件費

物件費については、合併による節減効果を見込んでいます。

維持補修費

維持補修費については、平成15年度決算見込額を基本に、過去3年間（平成11年～14年度）の伸び率で推計しています。

扶助費

扶助費については、高齢者分について、高齢者人口の伸びに伴い、高齢者福祉に係る経費上昇分を加え、見込んでいます。

その他の扶助費については平成15年度決算見込額で固定しています。

また、3町分の生活保護事業に伴う扶助費を加算しています。

補助費等

一部事務組合に対する補助費は、組合事業との調整により算定しています。一部事務組合以外の分については、合併による削減効果を見込んでいます。

公債費

公債費については、平成15年度までの地方債に係る償還予定額に、平成16年度以降の新市建設計画事業に伴う合併特例債など新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

積立金

積立金については、合併後の新市の振興のための基金への積立を見込んでいます。

投資及び出資金・貸付金

投資及び出資金・貸付金については、平成 15 年度決算見込額で固定しています。

繰出金

繰出金については、平成 15 年度決算見込額を基本としつつ、他の特別会計事業との調整により推計しています。

普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画事業の主要事業を見込んでいます。

歳入計画

単位：百万円

区 分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地方税	12,500	12,475	12,491	12,453	12,415	12,377	12,371	12,320	12,257	12,207	12,144
地方譲与税	900	901	903	904	907	911	914	918	923	927	932
利子割交付金	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127
配当割交付金	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
株式等譲渡所得割交付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
地方消費税交付金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
ゴルフ場利用税交付金	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
自動車取得税交付金	303	303	303	303	303	303	303	303	303	303	303
地方特例交付金	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389
地方交付税	7,855	8,444	8,227	8,109	7,915	8,036	7,939	8,119	8,305	8,420	8,525
交通安全対策特別交付金	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
分担金及び負担金	560	560	560	560	560	560	560	560	560	560	560
使用料及び手数料	516	516	516	516	516	516	516	516	516	516	516
国庫支出金	2,296	2,370	2,836	3,129	2,368	2,018	2,003	1,916	1,802	1,815	1,974
県支出金	1,383	1,540	1,359	1,329	1,289	1,289	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089
財産収入	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
寄附金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
繰入金	3,169		400	500	500	100					
諸収入	831	831	831	831	831	831	831	831	831	831	831
地方債	3,912	4,099	4,163	3,545	3,809	2,612	2,388	2,021	1,668	2,922	1,347
歳入合計	36,098	33,912	34,462	34,052	33,286	31,426	30,787	30,466	30,127	31,463	30,094

歳出計画

単位：百万円

区 分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
人件費	8,315	8,021	7,976	7,677	7,661	7,533	7,400	7,326	7,246	7,092	6,870
物件費	4,345	5,010	4,910	4,611	4,201	4,193	3,781	3,773	3,765	3,758	3,750
維持補修費	187	187	187	188	189	190	191	192	193	194	195
扶助費	4,000	4,062	4,067	4,073	4,078	4,084	4,089	4,098	4,078	4,118	4,127
補助費等	4,462	4,219	4,331	4,306	4,357	4,410	4,490	4,574	4,656	4,636	4,635
公債費	6,107	3,968	4,083	4,001	3,893	3,920	3,995	4,008	4,070	4,072	4,340
積立金	10	10	10	760	760	799	10	10	10	10	10
投資及び出資金・貸付金	141	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145
繰出金	4,928	5,160	5,386	4,209	4,134	4,031	3,981	4,001	3,914	4,068	4,089
普通建設事業費	3,603	3,130	3,367	4,082	3,868	2,121	2,705	2,339	2,050	3,370	1,933
歳出合計	36,098	33,912	34,462	34,052	33,286	31,426	30,787	30,466	30,127	31,463	30,094